

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年7月20日(日)
午前10時00分から

1 議題

- (1) 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する (議案第69号)
専決処分の承認を求めることについて
- (2) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第70号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について(予定)
令和7年8月20日(水) 午前10時00分から
令和7年9月1日(月) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題（1）
議案第69号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めるについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

○地方自治法施行令（抜粋）

第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議題（2）
議案第70号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年7月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 抹消する者の数 | 376人 |
| 内訳 死亡者 | 118人 |
| 市外転出者 | 258人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和7年7月20日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 4 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

（1）死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

（2）^{<※1>}前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。

（3）第 30 条の6第2項の規定による第 30 条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

（4）登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

<※1>法第 27 条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参考)

抹消の基準日 令和7年7月20日

1 死亡者

令和7年7月19日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年3月19日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区分	男	女	計
死亡者	51	67	118
転出者	142	116	258
計	193	183	376